

# 対府交渉

# 国・府に追従せず、教育行政の自主性を発揮せよ

## 大教組 職場の実態示し、憲法にもとづく教育の前進を迫る

大教組本部は7月31日、「当面の重急要求」にもとづく府教委との交渉をおこないました。交渉の冒頭、辻保夫大教組委員長は橋下府政と「大阪維新プログラム案」(以下「維新案」)について「教職員の人件費や私学助成費を全国最低水準に引き下げ、障害児教育関連予算、いじめ・不登校・問題行動対策予算を大幅削減する一方で、進学指導特色高校や習熟度別指導など競争と格差を拡大する教育をすすめるようになっている」と批判し、「維新案そのものの抜本見直しを強く要求する」と主張しました。そのうえで、府教委が憲法の理念と原則を堅持し自主性を貫くこと、労使慣行を遵守しよりよい教育のため大教組と協議を促すこと、この重要性を指摘しました。

### 教育行政の基本姿勢

**大教組 「教育の後退はあってはならない」**  
**府教委 「子どもたちのために前進したい」**

大教組は教育行政の基本姿勢について「新指導要領(国の施策や府の財政方針に無批判に追従せず、大阪の教育を守る立場を求めた)に対し、次のようなやりとりがありました」

### 改訂学習指導要領

**教育課程の弾力的な編成、すべての子どもの学力保障を確認**

大教組は「教育課程の編成権が各学校にある」ことを府教委と明らかにし、授業時数と学習内容をさらに押しつづけています。



大教組は「授業時数の確保、小・中での帯タイムを時数カウントすることは、編成上の方法のひとつとしてはある。すべての子どもに基礎学力を保障するため、学習指導の内容と到達目標について子どもによって差を設けない」。

「学校支援地域本部事業」について、学校としての主体的な取り組みを尊重し、事業における「学校教育への協力・支援」は学校が依頼し求めたことに対しておこなう。また学校に新たな負担や困難をもたらさない。この事業によってPTAの役割は変わるものではない。

### 府教委の主な回答事項

- 教育行政は、憲法の理念と原則を堅持し、地方教育委員会の自主性を保持してすすめる。
- 双方の必要のつど、所要の話し合いをおこなう。
- 一般的に教育内容については、命令・強制はなじまない。
- 学校選択制は、教育の機会均等を損なうのではないかと懸念や、学校の序列化や学校間格差の発生、学校と地域社会との結びつきの弱まりなどの課題があると認識している。府教委として、公教育の役割をふまえて指導する。
- 教育課程編成権は各学校にある。
- 改訂学習指導要領について
  - ・文科省が示している年間授業時数確保について、小・中での帯タイムを時数カウントすることは、編成上の方法のひとつとしてはある。
  - ・すべての子どもに基礎学力を保障するため、学習指導の内容と到達目標について子どもによって差を設けない。
- 「学校支援地域本部事業」について、学校としての主体的な取り組みを尊重し、事業における「学校教育への協力・支援」は学校が依頼し求めたことに対しておこなう。また学校に新たな負担や困難をもたらさない。この事業によってPTAの役割は変わるものではない。
- 苦情審査会のあり方を含め「評価育成システム」について、引き続き大教組と協議する。
- 教員免許更新制について、更新講習の受講は、学校業務に支障のない範囲で「職免」として取り扱う。
- 府立学校の教務事務補助員等の学校現場における役割については理解している。
- 学校旅費の削減は、学校の教育活動に影響をもたらす。現場の実態にもとづき関係機関と協議し対応する。
- 教員採用選考試験について、選考基準と受験生の総合得点を新たに開示できるよう検討する。また教員選考の問題について引き続き大教組の意見をきく。
- 学校警備員の配置について、子どもの安全を確保することは引き続き重要と認識する。
- 小中学校の耐震化については、国の補助事業を活用しすすめる。
- 障害児学校については、新たな学校建設を含め早期に施設建設方針を策定する。
- 改正労安法にもとづく長時間労働者に対する医師による面接指導について、市町村に対しても体制を整備するよう指導する。
- メンタルヘルス対策について、「職場復帰支援事業」を存続できるよう努力する。また復帰後の業務軽減のための人的措置は引き続き研究する。

### 教務事務補助員等の解雇

**府教委 「現場で役割果たしてもらっている」**  
**大教組 「財源確保し、必ず存続せよ」**

橋下知事が府立学校で働く教務補助、家庭科理科の実習補助、図書館司書などの非常勤職員3500名を今年度末で解雇しようとしていることに対し、大教組は非常勤職員の学校現場での役割を紹介し、次のように主張しました。

大教組 「学校の授業では年間150回以上の実験を非常勤補助員が準備している。化学の専門知識を身に付け、生徒が理科に興味をもてるよう授業の工夫をおこなひ、3000名以上の製品の管理し、年収はわずか100万程度の非常勤職員が大阪の学校現場を強く支えている」

### 旅費削減

**大教組 「教育活動に重大な支障引き起こす」**  
**府教委 「旅費は教育上必要、実態ふまえ対応」**

7月の府議会が旅費条例を改定し、宿泊料が2000円以上も減額され、さらには朝夕・食代までも差し引かれるなど、宿泊行事で教職員が多額の自己負担を強いられることについて、大教組は次のように追及しました。

大教組 「教職員は宿泊行事で夜通しの指導を行っている。青年教職員は20万円にも満たない貴重ななかで、修学旅行(1万円も)の自己負担を余儀なくされている。校長もこれでは出張命令を出せない」

### 教員採用選考

**大教組 「選考制度の公正・透明性を確保せよ」**  
**府教委 「選考基準、総合得点の開示を検討」**

大教組は昨年導入された常勤講師経験者対象特別選考について、講師経験が生かされる制度となっていない実態を批判。府教委が「公正な選考の結果」と不適当な差を併発していることに対し、かきまわし「経験ある講師の正規採用は現場の声をだてて厳しく追及しました。さらに大阪府での教員採用用職事件にふれ、府教委と次のようなやりとりがありました」

大教組 「大阪は受験者への情報開示が全国的に遅れている。選考制度の公正さ(評価育成システム)の苦

### 新採者を守り育てる学校づくりを

07年度の新採者のうち、200人が1年目で退職。



多くは依願退職ですが、不採用をちらすかされた「強引」が数多く報告され、その数大幅に増加しています。その背景には「指導力不足」教員政策の強化と新勤務評定制度の導入等、管理と競争の施策が弱い立場の新採者に顕在化している。

## 8月の主張

### 教員免許更新制の実施は凍結せよ

この制度は、教員には受講が義務づけられているが、教員選考にも大学にも開設義務が課せられていない。また、この制度は、教員には受講が義務づけられているが、教員選考にも大学にも開設義務が課せられていない。また、この制度は、教員には受講が義務づけられているが、教員選考にも大学にも開設義務が課せられていない。

### 実務は凍結せよ

文科省も根本問題を認めている。文科省も根本問題を認めている。文科省も根本問題を認めている。

## たくさんの人に憲法を

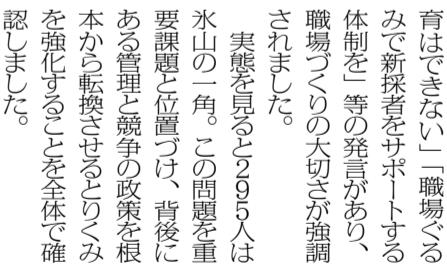
### 意識してもらおう楽しい活動

主に、毎月9日の街頭宣伝で署名に取り組みたいです。9条を知っていますか?と気軽に声をかけ、そのサインは授業をしてくれる感覚です。署名してくれるかどうかは相手次第です。9条を

### ピースチャレンジャー⑥号 憲法署名100筆に挑戦



の成立の過程や果たした役割など、一生涯で知ってほしいことばかりです。また、お疲れ様会を兼ね、バーベキューで交流会を開催しました。参加者は終日、「最低賃金を引き上げよ」「公務員賃金の改善、勤務時間短縮を行え」と人事院・総務省などに対し要請行動を展開しました。



### NEWS FLASH

**7・17中央行動**  
8月の人事院報告を向けた最大の山場のとくみて、全国から2000人が参加しました。主催は全労連・公務労組連絡会。参加者は終日、「最低賃金を引き上げよ」「公務員賃金の改善、勤務時間短縮を行え」と人事院・総務省などに対し要請行動を展開しました。



**日本母親大会**  
第54回日本母親大会が名古屋市内で開催され、のべ1万5千人が参加しました。27日の全体会では大教組女性部が発言し、府民共同で35人学級を守るなど橋下府政に対するたたかいを報告しました。(7/26・27)

### 〈別項1〉 小学校新教育課程説明会(中央説明会)での質問事項

文部科学省

○総則第3の3「各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする」について  
(問) 毎月15分の学習時間を設定し、週3回計算ドリルや新出漢字の学習を行って、授業時数を1時間とカウントすることや、毎月15分の授業を1時間目に組み込み60分授業とすることは可能でしょうか。  
(答) そのような授業を行うことは可能です。

○総則第3の5「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に変わることができる」について  
(問) 学校行事の中には、総合的な学習の時間とも目標を同じくする活動があります。この場合、一部を総合的な学習の時間、一部を特別活動として授業時数にカウントすることは可能でしょうか。  
(答) 研修旅行で訪問した先で、訪問調査などを行う場合、そのねらいが「総合的な学習の時間」に合致する場合には、当該旅行全体を特別活動としての修学旅行とするのではなく、総合的な学習の時間としての訪問調査と特別活動としての修学旅行の2つから構成することは可能です。

### 〈別項2〉 総論教育長・府議会答弁(教育文化常任委員会 7・14)

習熟度別指導「画一的におしつけるものではない」  
(小学)3年生以上ということですが、これについて画一的に習熟度別ということではございません。学びのスタートの段階、学期の最初の段階では、2つのクラスによってそれぞれ授業を行っている。中間段階で一定のチェックのもと、やはり子どもたちそれぞれ個人の状況に応じて的確な授業をやっているというところが、子どもの習熟度別に応じた形でクラス編制を行い、また学期末というんですが、学年の終わりの段階では、もとのクラスに戻って的確なチェック、テスト等も実施する中で到達度、進捗度合いをチェックしていく。そういうことを含めた習熟度(を考えております)。

### 〈別項3〉 職員の旅費に関する条例(旅費の調整) 第42条の2

任命権者は旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。